

聖籠町訓令第七号

聖籠町在宅重度心身障害者介護手当支給要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町在宅重度心身障害者介護手当支給要綱の一部を改正する訓令

聖籠町在宅重度心身障害者介護手当支給要綱（昭和六十年聖籠町訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（以下「町」という。）」を削り、「一」を「いずれか」に改める。

第二条第一項に次の一号を加える。

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項に規定する精神障害者保健福祉手帳を有する者で、日常生活の大半を他の介護によらなければならない状態にある一級から二級までの者

第二条第二項中「養育監護」を「介護」に改める。

第三条に次の二号を加える。

三 第二条第一項第三号の者にあつては、精神障害者保健福祉手帳

四 障害者及び保護者の属する世帯全員の手当を受けようとする前年分の所得税の内容を証する書類

第五条中「月額一〇、〇〇〇円」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

一 障害者及び保護者の属する世帯（世帯が異なる場合はそれぞれの世帯）全員の前年分の所得税が非課税の場合 月額一〇、〇〇〇円

二 前号以外の場合 月額五、〇〇〇円

第六条第二項中「七月」を「八月」に、「十一月」を「十二月」に、「三月」を「四月」に改める。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条中「第二条第一項に規定する要件を失つたとき、」を「前条各号のいずれかに該当することとなつたとき又は」に、「変更があつた場合」を「変更があつたとき」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

(支給制限)

第七条 在宅重度心身障害者が、次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

一 第二条第一項の規定に該当しなくなつたとき。

二 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム若しくは介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設等のいずれかに入所したとき。ただし、短期入所に該当する場合で、一箇月の入所日数が三十日未満のとき又は一箇月の入所日数が十五日以上で連続して三箇月に満たないときを除く（次号において同じ。）。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する重度障害者等包括支援及び共同生活援助を行う障害者支援施設その他の障害者施設へ入所したとき。

四 聖籠町精神障害者入院費助成に関する規則（平成九年聖籠町規則第二号）に基づき、入院費の助成を受けることとなつたとき。

第一号様式中「

知的障害又は合併障害 は合併障害 身体障害者 手	知的障害 又は合併障害 (判定をうけたことのある人のみ)
手	有 無 級
障害の区分	

を「

知的障害又は合併障害	知的障害 又は合併障害 (判定をうけたことのある人のみ)
身体障害者 手	有 無 級
精神障害者 福祉保手	有 無 級
障害の区分	

」に改

める。

第四号様式中「7月11月3月」を「8月12月4月」  
に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。